

【各国議会】日本関係情報

【アメリカ】APECに関するハーシュ米国通商代表補の議会発言

2015年12月2日、下院外交委員会のアジア太平洋小委員会は「アジア太平洋経済協力（APEC）及び東アジア・サミットと米国の戦略的利益」と題する公聴会を開催した。同公聴会には2人の政府関係者が招致され、そのうちブルース・ハーシュ（Bruce Hirsh）米国通商代表（USTR）補は2015年11月18日から19日にかけて開催されたAPEC首脳会議の成果や米国にとってのAPECの重要性などについて証言した。ハーシュ氏は世界経済及び米国経済にとってのAPECの重要性を具体的な数字を示して強調した上で、APECの機能性の背景となるAPEC特有の性格として、①1994年のボゴール目標〔Bogor Goals。自由で開かれた貿易・投資を目標に掲げ、目標達成の時期を先進国については2010年、途上国・地域については2020年までとするもの。インドネシアのボゴール宮殿で採択されたことが名称の由来〕に代表される開かれた市場と自由貿易の追求、②非拘束性と自発性〔構成国を法的に拘束しない緩やかな多国間組織〕、③構成国による多様な形態・レベルの参加、④構成国の顔触れそのものの多様性という4点を挙げている。特に④については、「APECから生まれた取組が他の多国間組織に大きな影響を与える」とも指摘し、環境政策に関するAPEC発の取組が世界貿易機関（WTO）に採用された事例なども紹介している。更にAPECと環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の関係についても論じ、先のAPEC首脳会議でTPPの大筋合意〔2015年11月〕が議題に上がったことや、TPPに参加する12か国のすべてがAPECの構成国であることなどを述べ、両者の間の密接な関係を指摘している。（〔 〕は筆者による補足。）

・ <http://docs.house.gov/meetings/FA/FA05/20151202/104242/HHRG-114-FA05-Wstate-HirshB-20151202.pdf>

【アメリカ】退役軍人の日と対日戦米軍捕虜に関するアイサ下院議員の所見

2015年12月7日、ダレル・アイサ（Darrell Issa）下院議員（共和党、カリフォルニア第49選挙区）は同選挙区の退役軍人であるレスター・テニー（Lester Tenney）氏の功績を称賛する所見（Extensions of Remarks）を連邦議会議事録に掲載した。アイサ議員はこの所見で、テニー氏が第二次世界大戦の際に日本軍により捕虜とされ、悪名高い「バターン死の行進（Bataan Death March）」を経験したこと、及び「ユネスコ」の世界遺産となっている三井三池炭鉱〔福岡県大牟田市、世界遺産への登録は2015年7月〕で3年間に渡って「残忍な奴隷労働」に従事したことを紹介している。また「戦後70周年」の観点からテニー氏の功績に再注目することの重要性についても強調し、その最たるものとしてテニー氏による日本人元看守への赦しと日本国民との友好関係の構築を挙げている。テニー氏の功績の具体的内容としては、テニー氏が2008年に藤崎一郎・駐米日本大使と面会し、①連合国側の戦争捕虜に対する公式の謝罪と②癒し・和解を目的とする訪日プログラムの実現を要求したこと、そして〔藤崎大使による〕謝罪の実現（2009年）と年次訪問の開始（2010年）により両目的がともに達成されたことを顕彰している。加えてアイサ議員は「日本が70年間に渡り繁栄と平和を享受しているのも、米国と日本が揺るぎない同盟国（unshakable allies）となったのも、テニー氏を始めとする退役軍人の努力と経験のおかげである」といった見解も示している。

更にアイサ議員は「退役軍人への敬意を喚起するもの」であり、かつ「第二次世界大戦

の太平洋戦線の遺産を将来世代に伝えるもの」であるとして、ウォール・ストリート・ジャーナル紙（*Wall Street Journal*）へのテニー氏の投稿記事「日本の戦争の遺産（Japan's War Legacy）」を同所見の中ですべて掲載している。「日本では戦後世代が多数派となったが、これらの世代も戦争の残虐行為を知らなければならない」という副題のついたこの記事で、テニー氏は自身の捕虜時代の悲惨な体験や日本に対する複雑な心境を紹介した上で、世代をまたいで戦争の記憶を継承していくことの重要性を強調している。またテニー氏は同記事の中で安倍首相談話〔2015年8月14日発表〕についても論評し、同談話を「ぎこちない談話（awkward statement）」であるとしながらも、「加害者と加害行為そのものを認めることは和解に向けた第一歩である」と肯定的な見解も示している。（〔 〕は筆者による補足。）

・ <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CREC-2015-12-07/pdf/CREC-2015-12-07-pt1-PgE1714.pdf#page=1>

・ <http://www.wsj.com/articles/japans-war-legacy-1441127175>

【韓国】朴槿恵大統領、ユネスコ本部で特別演説

2015年12月1日、朴槿恵（パク・クネ）大統領はイリナ・ボコバ（Irina Bokova）ユネスコ事務局長の招聘により、韓国大統領として初めてユネスコ本部を訪れ、特別演説を行った。この演説で朴大統領は、ユネスコ世界記憶遺産アジア太平洋地域委員会の事務局を韓国に誘致する旨表明し、世界記憶遺産の客観的かつ民主的な手続による〔登録審査〕制度について議論するよう求めた。（〔 〕内は筆者補足。）

・ <http://korea.kr/gonggam/newsView.do?newsId=01Ib4AEhIDGJM000>

【韓国】憲法裁判所、日韓請求権協定の違憲性判断求める訴えを却下

2015年12月23日、憲法裁判所は元日本軍軍属の遺族が起こした憲法訴願審判について、訴えを却下する決定を下した。この訴えは、①日韓の請求権問題が「完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認」した日韓請求権協定、②戦時中の未払い給料等に関し、韓国政府が当時の1円を2,000ウォンに換算して支給すると定めた「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等の支援に関する法律」の規定について、それぞれ違憲性の判断を求めたものである。憲法裁判所は②について、換算規定は消費者物価指数の上昇率を根拠としており、それなりに合理的な基準で貨幣価値を反映しているとし、6対3で憲法に違反しないとする決定を言い渡した。①については、今回の事件に適用される法律とはみなしがたいとし、違憲性に関する判断を下さなかった。

・ <http://www.ccourt.go.kr>

【韓国】利川五層石塔返還要求決議の採択及び文化財保護法の改正

2015年12月9日の本会議において、「日本帝国主義による不法搬出文化財である利川五層石塔の返還を求める決議」が全会一致で採択された。同決議は、1918年に朝鮮総督府が大倉文化財団に譲渡し、現在、大倉集古館に展示されている利川五層石塔について、①我々の文化財であり、アイデンティティの象徴である利川五層石塔が大韓民国ではなく、日本で劣悪な状況に置かれていることに嘆きを禁じ得ず、利川五層石塔の元の所有権者は大韓民国であることを宣言し、これを侵害しようとする日本の主張を強く糾弾し、②日本帝国主義が不法に搬出した明白な証拠がある利川五層石塔の徹底した真相調査と資料公開を大韓民国政府レベルで日本政府に要請するよう求め、③「不法に搬出された文化財は、元

の場所に戻さなければならない」というユネスコの精神を無視する日本政府を強く糾弾し、韓日両国の友好的発展のため、日本政府も利川五層石塔の返還問題に積極的に対応するよう求めることを骨子とするものである。

また、12月31日の本会議で文化財保護法一部改正法案が可決された。同法案は、海外にある韓国文化財の調査及び研究並びに保護及び返還への支援等について、文化財庁長だけでなく、地方自治体の長も行えるようにすることを骨子とするものである。

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_B1G4W0V8A1H3V1D5O4D0I4Y9Q2L3I8 及び http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_B1Y5H1E2F0R4Q1N8W4P6E5M3O6Y0K7

【中国】安倍首相のインド訪問

2015年12月14日の定例記者会見において、中国外務省の洪磊報道官は、同年12月11～13日の安倍晋三首相のインド訪問において、日印両国関係に様々な進展があったことについて、次のようにコメントした。

「日本とインドの原子力協力については、中国は一貫して、各国は国際的な核不拡散義務を遵守するという前提の下に、原子力の平和利用と関連の国際協力を行う権利を有すると考えている。この協力は、国際的な核不拡散システムの権威と有効性の維持に資するものでなければならない。

日本とインドの高速鉄道協力については、近年、アジア各国において国家発展のためのインフラ建設推進は普遍的な現象となっている。中国とインドの間にも高速鉄道協力があり、我々は、インド側と共にこの分野の協力を前進させたいと願っている。

今回の日印共同声明のうち南海（南シナ海の中国名）関連部分の内容については、中国は各国が国際法に基づき有している南海の航行及び上空飛行の自由を一貫して尊重し、中国による南海での人工島造成は、完全に中国の主権の範囲内の合理的、合法的なものであり、いかなる国に狙いを定めたものでもなく、南海の航行及び上空飛行の自由に影響を及ぼすものでもない、ということを目指したい。我々は、南海域外の国に対し、南海域内の国々による南海の平和と安定を守るための努力を尊重し、それに反することがないよう希望する。

米・印海軍の共同訓練「マラバール」に日本が参加することについては、中国の姿勢は極めて明確であり、一部の国が対立を引き起こし、人為的に地域に緊張をもたらすことがあってはならないと考えている。」

・ http://www.mfa.gov.cn/web/fyrbt_673021/jzhsl_673025/t1324109.shtml